

忘れて  
いませんか？

# 各種変更手続きについて (14日以内に届出を)

世帯等に変更があった場合は、お早めに次の届出をしてください。

各種申請書については、組合ホームページから最新版がダウンロードできます。

【春に多い手続き】	下記表
○家族が就職しました！（喪失年月日は次の健康保険の加入日と同日です）	②
○子供が修学のため住民票を移しました！（自宅住所が空欄の被保険者証を発行します）	④
○同居の家族が職場をやめました！（市町村国保へ加入できません）【国民健康保険法第19条】	①
○引越しました！	③

※自宅住所変更届未提出により、自宅宛てに送付している医療費通知が組合へ戻ってくるケースが多発しています。忘れずに届出してください。

事 由		提出書類
① 加入する時	職員を雇用した	○加入申請書 ○住民票原本（世帯全員記載のもの） ○番号確認書類 ○身元確認書類（事業主が加入する時） ○適用除外承認申請書（法人事業所の組合員加入時）
	子供が生まれた	
	同居の家族が職場の健康保険をやめた	
② やめる時	家族が就職し他の健康保険に入った	○喪失届出書 ○被保険者証 ○高齢受給者証（70歳～74歳の方） ○限度額適用認定証（発行者のみ）
	家族が住民票を異動した	
	職員（75歳未満）が退職した	
	組合指定地区外に住所が移った※	
③ その他	自宅住所が変わった	○自宅住所・氏名変更届 ○住民票原本（世帯全員記載のもの） ○被保険者証 ○高齢受給者証（70歳～74歳の方） ○限度額適用認定証（発行者のみ）
	氏名が変わった	
④ 住所地特例	家族が修学するため住民票を異動した	○国民健康保険法第116条 該当届 ○在学証明書または学生証の写し ○分離先の住民票原本（世帯全員記載のもの） ○被保険者証

※組合指定区域（組合規約第4条）とは、『茨城・栃木・群馬・埼玉・新潟・長野各県の全市町村』、及び『千葉県の一部・東京都の一部・神奈川県の一部・福島県の一部の区域』です。

【詳細は組合ホームページにてご確認ください。】

## ご注意

- 家族として加入できるのは組合員と住民票が同一世帯の方です。（住所地特例を除く）
- 税理士登録されている方は、家族としての加入はできません。
- 住民票が同一でない家族は、生計が同一・無職・無収入等の理由では加入できません。（住所地特例は除く）
- 同一世帯の家族が市町村国保に加入しているときは、どちらか一方に包括加入となります。【国民健康保険法第19条】
- 住民票が組合指定地区外にある（転居した）場合は、加入（継続）できません。【組合規約第4条】

## ここが間違えやすい！ 【喪失届出書の喪失日】

- 家族が就職して他の健康保険に加入しました。 → 喪失日は他の健康保険の加入日と同日
- 職員が税理士事務所を退職しました。 → 喪失日は退職日の翌日
- 関東信越税理士会を退会しました。 → 喪失日は退会日の翌日
- 家族が住民票を異動して世帯を離れました。 → 喪失日は住民票の転出日

※いずれの手続きも、有効期限が先の被保険者証等は破棄せず必ず組合までご返却ください。